

令和6年度 佐倉市学校施設開放利用に関する手引き（1期分）

学校開放とは

学校開放は学校教育法第137条、社会教育法第44条及びスポーツ基本法第13条の規定に基づいて、**学校教育に支障がない範囲**で、佐倉市教育委員会の所管する学校の施設を、市民のスポーツ及びレクリエーション活動等（専ら営利を目的とするもの等を除く）の場として開放することにより、市民の健康増進、情操の涵養及び教養の向上を図ることを目的としています。

学校開放の主な種類

- ◎**スポーツ開放** 小中学校の体育館及び校庭を開放します。
- ◎**遊び場開放** 小学校の校庭を開放します。

学校開放の主な利用条件

- ◎**体育館・校庭** 佐倉市内に在住、在勤又は在学する者が**10人以上**で構成し、かつ、監督者（当該団体の責任者として安全かつ適正な利用を統括する者をいう。）としての**成人が含まれている団体**であること
- ◎**校庭の遊び場** 佐倉市内に在住、在勤又は在学する個人であること

学校開放日及び利用時間（開放時間には、準備・片付けを含みます）

施設	開放する月	開放する日	開放する時間
校庭	3月から10月まで	土・日曜日、休日、長期休業日	午前9時から午後5時まで
	11月から翌年2月まで		午前9時から午後4時まで
体育館	4月から翌年3月まで	土・日曜日、休日、長期休業日	午前9時から 午後9時 まで
		平日	午後5時から 午後9時 まで

※ 12月28日から翌年1月3日までは、開放しません。その他詳細については、学校へ確認をお願いします。

学校開放の申請手順

◎現在利用している学校を継続して利用する場合

- ① 年度当初に、「申請書」、「団体登録書」2部、「宣誓書」を学校へ提出（様式は、市HPからもダウンロード可）
- ② 以降、2期（8－11月分、7月頃申請）、3期（12月－翌年3月分、11月頃申請）ごとに「申請書」を学校へ提出

◎年に1回程度等不定期に利用する場合

事前に利用を希望する学校へ利用状況を問い合わせのうえ、利用日時が決まれば、「申請書」等を学校へ提出

◎新規に利用を希望する場合には、社会教育課への別途登録手続きが必要になります。

学校開放を利用する際の注意事項

施設開放は、学校や近隣住民の方々に、迷惑をかけずに利用することが基本となります。

施設の利用にあたっては、以下の遵守事項及び申請書記載の注意事項を守り、十分ご理解のうえ、利用してください。

- ◎ 利用にあたっては、利用許可申請書により事前に許可を受けている範囲内での活動としてください。
利用許可申請書と実際の活動内容が異なる場合には、許可を取り消す場合があります。
- ◎ 利用に際しては、必ず監督者としての成人が参加してください。
- ◎ 利用を中止する場合は、必ず、事前に学校及び管理指導員へ連絡してください。
- ◎ 学校行事や行政利用が優先となりますので、急に利用できない日もあります。
- ◎ 同一校で、他団体と日時が重なった場合、時間を変更するか、学校を変更していただく場合もあります。
- ◎ 学校での申請窓口は、教頭先生となります。学校へ連絡の際は、朝礼や授業などの時間に配慮してください。

問い合わせ 佐倉市教育委員会 教育部 社会教育課

TEL 043-484-6189

FAX 043-486-9401